

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(玄海原子力発電所第3号機及び第4号機 設計及び工事の計画の認可(緊急時対策所機能の移行)【13】」

2. 日時：令和3年3月31日 16時20分～18時50分

3. 場所：原子力規制庁 9階B会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(◎…TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

関企画調査官、井上主任安全審査官、鈴木主任安全審査官、

安田主任安全審査官、西内安全審査官

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力建設部長◎ 他27名◎

5. 要旨

(1) 九州電力株式会社より、玄海原子力発電所第3号機及び第4号機の設計及び工事の計画の認可申請(緊急時対策所機能の移行)について、資料に基づき説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は、以下の事項等について説明を求めるとともに、引き続き事実関係の確認を進める旨を伝えた。

○新固縛装置のスリップ張力が適切に設定されているかどうか、実証試験におけるスリップ張力の値のばらつきを踏まえて説明すること。

○新固縛装置のスリップ張力を維持するための保守管理について、新固縛装置が受動的に動作する動的機器であることを踏まえ、動作機能を確認するために必要な点検内容を説明すること。

○緊急時対策棟屋上及び緊急時対策棟屋外地下エリアにおいて火災が発生した場合に煙が充満しないことを、自然換気量等を踏まえて具体的に説明すること。

(3) 九州電力株式会社より、了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：

・資料1 玄海原子力発電所第3号機及び第4号機 設計及び工事の計画の認可申請(緊急時対策所機能の移行)に係る審査会合コメントに対する回答

・資料2 説明事項リスト

・資料3 玄海原子力発電所第3号機及び第4号機 設計及び工事の計画の認可申請(緊急時対策所機能の移行)に係る確認事項に対する回答(プラント関係)

- ・資料4 玄海原子力発電所 第3号機 設計及び工事計画認可申請書 補足説明資料【緊対棟設置工事】

以上